

改定日	R3.4.1	衛生マニュアル	文書番号	KPE
管理部署	衛生		ページ	29/43

排水及び廃棄物の衛生管理

衛生管理の目的

排水・廃棄物による有害微生物の繁殖・増殖防止と環境への負荷の軽減

排水の衛生管理

- ・排水は、公共下水道へ流出させる。
- ・油脂を公共下水道へ流さない。
- ・油脂が公共下水道へ流入する恐れがある場合は、グリストラップを設置する。
- ・排水溝・グリストラップの清掃記録は、KCPE-5・6にて行う。

廃棄物の衛生管理

- ・廃棄物容器は、汚液が漏れないような容器を使用する。
- ・廃棄物の排出は、以下の通り行う。

ゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ・製造中にでるビニールは、専用ゴミ袋に入れ、ゴミ庫に一時保管。週2回、回収。(株)富士ビルメンテナンスへ委託。 ・その他のごみは、週2回のごみ出し時に出す。毎週水曜日・土曜日。
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務や製造で出た紙類は、専用コンテナ(ゴミ庫)に入れ、一時保管。業者が週1回、回収。 ・段ボールは、段ボール庫に一時保管し、毎週2回、回収。(株)小湊へ委託。 ・配送等で使用する段ボールは、専用場所で一時保管する。 ・缶やペットボトルは、決められた日に排出。毎週木曜日。

- ・ゴミ庫と段ボール庫の清掃記録は、KCPE-5にて行う。

- ・廃棄物処理に関しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用し、管理を行う。1年間保存。